

総務文教委員会記録

1 日 時 令和2年9月23日（水曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時09分
再 開	午前10時15分
休 憩	午前10時18分
再 開	午前11時32分
休 憩	午前11時57分
再 開	午後 1時07分
休 憩	午後 2時33分
再 開	午後 2時59分
休 憩	午後 3時39分
再 開	午後 4時07分
閉 会	午後 4時14分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	松 尾 茂
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 蛭
//	舎 川 智 也

委 員	大 島 満
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課主幹	栗山 朋子

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	水高 清志

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	前田 一士
法務指導監	福島 武司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	清水 裕樹
参事（職員課長）	鎌田 泰史
参事（ガラス美術館副館長）	土田 ルリ子
企画調整課長	刑部 博規
行政経営課長	中田 祐一
文書法務課長	耕作 優
秘書課長	井村 孝志
広報課長	岡本 由紀恵
情報統計課長	山元 幸彦
文化国際課長	堀田 英樹
未来戦略室長	青山 哲也
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	横越 純
公文書館長	澤 昌芳
職員研修所長	平井 聖子
ガラス美術館次長	高場 英人
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

【教育委員会】

事務局長	牧田 栄一
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
教育総務課長	石黒 健一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	國香 真紀子
学校保健課長	長 康博
生涯学習課長	金井 誠
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	石井 達也
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	川端 紀代美
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	嘉藤 稔
科学博物館長	経塚 達也
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史

【財務部】

部長	中田 貴保
部次長	酒井 秀祐
部次長（税務担当）	吉武 稔
税務事務所長	奥沢 靖
参事（財政課長）	古西 達也
参事（市民税課長）	笠間 信行
参事（債権管理対策課長）	横井 浩伸
参事（用地課長）	梅田 一好
管財課長	守山 裕一
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	追分 禎一郎
資産税課長	秋 俊浩
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	東 覚

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主任	熊谷 法子
議事調査課主任	牧石 真理

7 参考人として出席した者

陳情者	松永 定夫
-----	-------

8 会議の概要

委員長 ただいまから、令和2年9月定例会の総務文教委員会を開きます。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、議会事務局所管分に入ります。
本委員会に付託されました議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

大島委員 先ほど分科会で審査いたしました訴訟について、以前までの3回の訴訟結果について教えてくださいいただけますでしょうか。

庶務課長 過去3回訴訟が提起されているところでありますが、まず1回目が平成29年で、平成27年度の政務活動費—これは上期の分なのですが—これを対象に住民訴訟が提起されております。

これについては、現在まだ裁判の途中であるということで結果が出ておりません。

その次、2回目の住民訴訟が平成29年ですが、対象が平成24年度、平成25年度分の3件について請求されたものでございます。

これについては、対象となった会派から既に返還がされているということで、訴訟が終了している、取下げがなされているということでございます。

3回目の住民訴訟が平成30年に提起されております。これは対象が平成24年度から平成26年度分で金額が288万9,675円、12件分でございます。

これにつきましても現在裁判中であるという状況でございます。

以上でございます。

大島委員 地方裁判所で継続中でよろしいですか。

庶務課長 地方裁判所で継続中ということでございます。

赤星委員 今ほどの庶務課長の説明で、2つ目の平成29年度に提起された平成24年度、平成25年度、3件分の裁判について、これは当該会派から既に返還がされているので訴状が取り下げられたと御報告があったのですけれども、これは裁判を進めていく中で返還が起きたのか、それとも裁判前というか、その前に返還がされたのか、ちょっと今の御報告では分かりづらかったので、その辺の経過をお伺いします。

庶務課長 訴訟が提起されたのは平成29年10月3日
でございます。訴訟が提起された後に返還
がされたということです。

赤星委員 返還がされた期日はいつですか。

議会事務局長 申し訳ございません。今ちょっと手元に資料
がありませんが、訴訟の取下げがあったのが
令和元年の後半であったと思います。後半で
あったか令和2年の前半だったか、ちょっと
記憶はありませんが……。

赤星委員 住民訴訟が進んでいく中でそういう返還とい
う結果が起きたのか、その辺の経緯がよく分
かりませんので、今お手元の資料で分からな
いのであれば、また追って詳しく出していた
だけたらと思います。

庶務課長 では、後日資料のほうを提出させていただき
たいと思います。

委員長 お願いします。
ほかにはないようですので、この程度にとどめ
ます。
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を
終了いたします。

午前10時09分 休憩

~~~~~

午前10時15分 再開

委員長 総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分  
に入ります。

本委員会に付託されました議案及び議決不要  
の報告案件はありませんので、この際、何か  
質問はありませんか。

大島委員 いつもでしたら投票所で備付けの鉛筆があっ  
て、皆さんそれをお使いになられますが、今  
回のような事態になるとそれを使いたくない  
というような方もいらっしゃるかもしれませ  
ん。ペンを持ち込んだり自分のペンで書いたり  
ということをご皆さん方に御案内するという  
ことは考えていらっしゃいますでしょうか。

選挙管理委員会 今、大島委員がおっしゃられたとおりでござ  
事務局次長 いまして、春先からほかの自治体でも選挙が  
あり、そのときに「ほかの方と共有で使うの  
は……。」というようなことも今まであった  
ようでございます。先ほども申し上げました  
が、今回の補正予算でも事務用品、除菌用テ  
ィッシュを用意しておりまして、一応こちら  
で用意する鉛筆については、使用されたごと

にアルコールで拭き取るというような形を取ろうかと思っております。

それと、自分で何か筆記用具を持ち込むというのは確かにほかの自治体でもございましたので、こちらのほうも特にお持ちになられた場合はそれでお書きいただければいいかなと思っております。

周知でございますが、例年、選挙前に「広報とやま」のほうで選挙の案内をしておりますが、そういう部分などで、あとはホームページ等でそういうようなことも可能であるということを知りたいと考えております。

大島委員

県知事選挙の告示があったときから、ある程度政治活動は制限されるということですが、今たくさん、県知事選挙に向けてのポスターが貼ってあったりした場合に一もちろん県の選挙管理委員会の管轄にはなりますが一富山市内での違反行為とか指摘があったものについて富山市の選挙管理委員会に通知があった場合に、どのように対応するのかお聞かせください。

選挙管理委員会  
事務局次長

一般論ではございますが、そういうような、選挙違反ではなかろうかというような案内が市民の方からあった場合は、こちらのほうで

も場所等を確認した上で、県のほうに連絡をして—そちらのほうでと言ったらおかしいのですが—情報も共有しながら、対処することは対処するでしょうし、最後はやっぱり県知事選挙でございますので、県の選挙管理委員会のほうの判断でございます。そちらと協議しながら進めているところであります。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

                  以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時18分 休憩

~~~~~

午前11時32分 再開

委員長 総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

 議案第130号 富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

 を議題といたします。

 これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第130号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第130号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終
了いたします。
次に、
中規模ホール基本設計の概要について
当局の報告を求めます。

文化国際課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 お疲れさまです。
特別目的会社で設計監理、久米設計さんの名義となっておりますけれども、久米設計さんはオーバード・ホールを造ったときにも設計をなされた会社でしょうか。

文化国際課長 そうでございます。

赤星委員 当初、3月のときは客席数が700席ほどという説明があったのですが、今回652席になった経緯としまして、客席の前後左右に動きやすいように間を空けたという御説明が先ほどありました。
オーバード・ホールの客席は、皆さん御存じのように前後が大変狭くて、私も苦情といたしますか、そういった声を何人かからお聞きしておりますけれども、その辺は設計者として、あれはちょっと狭かったなとかそういったことをお感じになって、今回は広くということ反映されたのでしょうか。

文化国際課長 オーバード・ホールの客席の前後の空間等につきましては、全国のホールに比べますとさほど狭い空間ではございません。あれが全国的には平均だということを伺ってございます。今回の中規模ホールにつきましては、市民の方々に利用しやすいといえますか、高齢者の方でも利用しやすいような形を考えまして、席の間隔を広げたりしているところでございます。

赤星委員 客席に関連して伺いたいのですけれども、委員会資料6ページ、8ページに全体のイメージ図が出ております。それで、囲むような形で2階、3階席があるのですけれども、昨年私たちが委員会視察に行きました長野市のホールで、出来上がった当初、上のほうの席の一番端っこでは舞台の一部が見えないとか、そういうことがあって修繕か何かをかけられたというふうなお話をお聞きしたのです。ここはちゃんと見通せるような設計になっているのでしょうか。

文化国際課長 その点につきましては、基本設計の段階でそういうことがないような形で検討をしておりますので、この652席で大丈夫だと考えております。

赤星委員 続きますして委員会資料８ページの一番下、歌舞伎の上演用の設定になっております。

この花道一本花道ですけれども、こういったＬ字型の花道というのは私はまだ見たことがないのですが、こういう形の花道を採用しているホールというのはどこかありますでしょうか。

文化国際課長 歌舞伎のステージにつきましては、専用ホールでございましたら真っすぐ長くなるということでございますが、こちらについては専用ホールではございませんので、このようなＬ字型を検討しております。

ただ、全国的にはステージに合わせた形で仮設でＬ型にするところは何か所かあるということでお聞きしております。

また、委員会資料７ページの（８）を見ていただきますと、こちらの本花道では真っすぐ通る形も検討しております。ただ、この場合は広範囲の客席がスタッキングチェアとなります。蛇腹式の傾斜のある階段ではなく、椅子を並べた形になると。こうすればこういった形もできるという提案は久米設計と協議しているところでございます。

赤星委員 鳥屋口ですけれども、当然出演者の方が、役

者さんが裏から移動されて、そこからぱっと出てこられるわけです。委員会資料3、4ページには1階と2階の平面図だけありますが、その動線については地下1階になるということでしょうか。そうではなくて1階ですか。

文化国際課長 1階でございます。

赤星委員 それと、歌舞伎のときの3色の幕一定式幕ですけれども一県内の会館でも常設というかホールに備付けのものが無いところもあるようでして、劇団のほうで持ってこられる場合もあります。今度の場合は定式幕は会館に備付けになるのでしょうか。

文化国際課長 いいえ、持込みで対応したいと考えております。

赤星委員 1階、2階の平面図はありますけれども、地下はどのような利用方法になりますか。地下1階、地上4階建てとなっておりますけれども、1階、2階以外の平面図というのは委員会資料にありませんが、どのような使い方ののでしょうか。

文化国際課長 地下1階につきましては、客席を下に収納す

るところですとか、あとは清掃の方が休憩するようなお部屋でございまして、一般の方々が御利用する部屋ではございませんので、こちらは今回の資料につけてございません。

赤星委員

委員会資料5ページ、6ページにいろいろなイメージパースがあります。市民の方に芸術創造センターのように御利用いただけるということで、それは大変喜ばれると思うのですが、イメージパースでは全部の練習室がガラス張りで、使っているところが外から見えて、にぎわいにも寄与するような形になっておりますけれども、練習によってはちょっと見られたくない場合もあると思います。その対応もできるような設備になるのでしょうか。

文化国際課長

ロールスクリーン等を設置いたしまして、利用される方で選んでいただけるような仕様にしたと今のところ考えております。

赤星委員

この中規模ホールにつきましては、これまでいろいろな方面の方々から御意見を聴取していただいたというふうに承知しております。どの辺りが一番一当初思っていたものと実際に話を聞いてみたら違ったとか、取り入れたという観点から、その辺の思いを改めてお聞

かせいただけますでしょうか。

文化国際課長 これまでも確かにパブリックコメント等でたくさんの御意見を頂いているところがございます。それを私どもの要求水準の中にも反映させまして、基本設計、今後の詳細設計にも反映させていきたいと考えております。

当初考えておりましたところと大きく変わった部分といたしましては一中規模ホールにつきましてはいろいろな使い方をしていただきたいということがございまして、ホールの形をブラックボックス型にしたところがございます。それでもやはりある程度限定されるところもございますので、舞台袖につきましては当初より少し広げた形で設定しております。舞台袖が必要な、例えば演劇などもこちらのほうを御利用できるのかなと考えております。そこが大きなところでなかったかと考えております。

赤星委員 今、基本設計ですけれども、ここはもう少しこうだとかこうしてほしいとか、さらに細部などについて今後御意見がある場合、それを受け付けるようなタイミングとか仕組みですとか、そういったことは考えておられますか。

文化国際課長 いろいろな御意見につきましては、先ほど申したように今までいろいろとパブリックコメントを頂いたところでございます。それを要求水準という条件の中で反映させて契約したところでございますので、今から大きく変えることはまず不可能でございます。ただ、今頂いた意見につきましては、それを反映させるために今後の詳細設計の中に入れていきたいと考えております。

横野委員 非常にきれいでものすごくまとまったアイデアでいいと思いますが、1つ気になるのは、花道を利用した舞台のところで座席が移動して動く、全部地下へ収納するシステムを使うとなると、この座席の配置からいくと1列を削除したりしなければならぬといったことも考えているのかどうか。もう1点は、(3)のセンターステージ利用のところで客席がせり上がっているような書き方をしてあるけれども、こういった形で客席が浮き上がるような感じなのですか。この写真を見ると何かここだけが浮き上がっているように見えるのだけれども、その辺りはどうなっていますか。それともう1つは、社交ダンスの方にこのホールを開放するのかどうか。

2階、3階、4階から見られるとなると一婦
中ふれあい館でもそうですが、社交ダンスは
大変多くの人に来ていただいているので、結果的
にはヒールカバーをつけていただいで大会を
やっているわけなのです。そういった辺り、
この床自体はそういったものも可能かどうか
という、3点になったけれども、その辺りを
ちょっとお伺いします。

文化国際課長

今回、中規模ホールにつきましては、いろい
ろなホール形態に変更できますが、委員がお
っしゃられたとおり、形態によっては客席数
が減るという形になります。ですので、花道
仕様にしても若干の席の削減は必要となっ
てまいります。

2番目のセンターステージのところござい
ますが、ステージ自体は上下いたしませんの
で、あくまで仮設になります。仮設のステー
ジ—このピンク色の囲いですが—これを
仮設で組んで、横の席、これは上下になっ
て見えますけれども、上下の席はスタッキン
グチェアを並べるといような形になります。
3点目の社交ダンスにつきましては、社交ダ
ンスの靴が舞台の床に対応できるかどうかは、
すみません、今ちょっと詳細は分かりませ
ないので、調べさせていただきたいと考えており

ます。

横野委員 フロアを体育館形式に仕上げるのかどうか。それによっては社交ダンスも可能にはなるのですけれども、このフロアをどういうふうに仕上げるのかというところがちょっと気になっているので、その辺りの内容が分かっていたら教えていただきたいと思います。

文化国際課長 このホール自体は全体をホールとして使うことも検討しておりますので、舞台自体がヒノキの集成板なのですが、客席のところもそのままヒノキの集成材を使う予定にしております。全席そういった形でこのホールの客席は全部そういう形で検討しておりますので、それがダンスの靴に適應するかどうかということでございます。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、企画管理部所管分で議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 07 分 再開

委員長 休憩前に引き続き、総務文教委員会を開きます。

これより、教育委員会所管分に入ります。

初めに、当委員会に付託されました

令和2年分陳情第20号 富山市立小・中学校教諭の過酷な超過勤務是正に関する陳情の審査を行います。

それでは、陳情者から陳情書及び併せて提出された添付資料につきましては、委員の皆さんに事前にお配りしており、御確認いただいているかと思いますが、追加の資料をお手元にも配付してあります。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文朗読〕

委員長 それでは、参考人として陳情人である松永定夫さんをお呼びしておりますので、しばら

くお待ちください。

〔参考人入室〕

委員長 本日は御多忙のところ、当委員会の求めに応じて御出席いただきありがとうございます。この後、参考人より陳情の趣旨等をお聞きし、その後、委員から参考人に質問し、それに答えていただくという形で意見聴取を行いますので、よろしくお願いいたします。なお、参考人に申し上げますが、参考人から委員に対して質問をすることはできませんので、御了承願います。また、委員各位に申し上げますが、詰問的な内容や追及的な口調での質問はしないようお願いいたします。それでは、参考人から御意見をお聞かせください。

松永参考人 委員長、今日の陳述に際しての添付資料を先ほど再度提出させていただいておりますが、それは皆さん持っておられますか。

委員長 頂いております。

松永参考人 そうですか。

それでは、委員の皆様、本日は私に市議会総務文教委員会の陳情の参考人として意見陳述の機会を頂き誠にありがとうございます。

先ほども資料をお渡ししたのですが、先日陳情に添付しました資料の中で、ちょっと私の思惑と違った内容があったことを最初に説明させていただきたいと思います。

まず、資料で一番新しいデータ、4月、5月の小・中学校全ての平均の超過勤務の時間が掲載されたものを御覧いただけだと思います。それに併せまして、5月のもので桜谷小学校さん、速星小学校さんの2校分を出したのですが、実は私の思惑では4月の量が一番多いといいますか一時間でいいますと小学校の場合は全体の平均が4月が34時間余りですね。それから5月になると少なくなって22時間に下がっているのですよ。その下がっているところを私が資料で出しているものですから、本来はもう少し全般に上がっているのが4月の実態ではなかったかと思われます。推移の違いだけで大きな違いはないのですけれども。

その中で調べていたときに新しい内容のものが見つかりまして、学校の業務だと思われるものを自宅に持ち帰っていると。それがあある学校では約65%で一人数を言えばどの学校



かということが分かるものですから、それは差し控えて一六割強の人たちが、超過勤務のほかに家に持ち帰ってやっている業務もあったということが分かりまして、その学校に問合せをしているのですが、後からも申し上げますけれどもなかなか内容が分からないというのが実態です。一番多い人で55時間分の仕事を持って帰ったということも分かっております。

それでは、話を続けさせていただきます。私が読み上げる形で皆さんにお伝えしたいと思います。

教諭の超過勤務については、国や県教育委員会からも、働き方改革の下に一議員の皆様も認識は十分に持っていたいただいていたものと推察しています。しかしながら、陳情で添付した資料から、認識が違っていたと思われる議員の方も多かったのではないかと思います。私が超過勤務に関心を持った理由や陳情に至るきっかけになった流れについて、1から6までの項目別に話をさせていただきます。まず最初に、私がなぜこういうふうに思ったのかというのは、私の娘と同級生だった小学校教諭の方のお父さんから、娘が夜遅く、21時、22時の帰宅が常態化している。そして、17時、18時にお先に失礼しますと帰

宅できる、そういった教諭もおられるというふうなお話がありました。

第2番目に、先ほどの陳情の中にもあったと思うのですが、滑川市で亡くなってしまった教諭の親族が県と市を訴えているというようなことが実際にありまして、私が富山地方裁判所のほうにその訴状を確認に行ってみましたところ、やはりその先生が入院間もなく突如として亡くなっているということがあるのですが、何日か前にそういう兆候があったということも訴状には書かれております。

3番目に、昨年、市教育委員会が公開した時間外勤務の資料で月平均110時間超えの教諭の勤務過多に大変驚きました。

そして、その一番多いと思われる—この資料の中では順序からいって一番下になるのですが—けれども—その学校に内容を確認しに行き、教頭先生に対してこの学校は超過勤務がすごく多いのですという話を—それを簡単に認められているわけですが—けれども—この学校が一番多いのですよと言ったら、ああ、そうですかと、初めて知られたというようなことを私も聞きましてびっくりしました。

小・中学校の各校から集めた資料で市教育委員会はデータを作っているわけですね。集計

しているわけですがけれども、そのデータがフィードバックされていないということで、我が校は超過勤務が多いのだけれども、何位ぐらいだということをおぼろげに御存じなかったということになると思います。

それで4番目にですけれども、これは昨今のことですけれども、陳情の中にありました45時間超えの小学校へ訪ねましたが、校長への面会がかなわず、また、教頭先生は市教育委員会がこのデータそのものを受け取らないと。その理由というのは、市教育委員会からの指示があったため受け取らないのだというような、何かやっぱりとんでもないことを言われたので、先ほどのことと併せてなるほどと。

そして、その指示という文書がどういうものなのかというようなことを文書公開請求したところ、今日お渡ししたような「外来者及び不審者の学校への訪問時の対応について」というようなものが市教育委員会から出てきました。私が学校訪問をするに当たり、最近は何わせていただきたいということをおぼろげにメールとか電話で行っているのですけれども—そういう目的を持って訪問しているということをおぼろげに理解していると思うのですよ。この文章から見ると、では私は不審者なのかとい

うことにもつながっていくので、私は相当打ちのめされたというか、そういうような感覚でおります。

そして最後になりますけれども、先ほども言いましたが、今回の陳述に際して学校関係者と、特に持ち帰りの業務が多い教諭がいる学校の校長先生にメールや電話で真相を再度求めても、全く回答がありません。

同じように、多い少ないといたしますか、一番多いところは少ないところを見習ってほしいという意味で、少ないところの校長先生にも、そういうふうなコツが何かあれば教えてやってほしいというような気持ちで両方に問合せをかけても、会わないと、最近の新型コロナウイルス感染症のことも関連しているのだと思うのですが……。

そういうことで、私としては市教育委員会と当該校は共に超過勤務についての隠蔽を行い、悪意を感じております。ということで、私の１年半ぐらいの流れの中で現在に至っている状況です。

引き続いて、私もそういったことを何か改善できないかということで県教育委員会のほうにいろいろ伺っていたところ、エクセルを活用して、それで低減が図られるというような方法がありまして、現在、高等学校３校でも

う既に試行されております。もう1回確認したところ、3校から少し増やしながらい試行の学校を増やしていくような話もされております。

それが今日添付しました勤務時間達成率システムという名前のものです。現在そういうふうに使っているらしいのですが、そういった中で、いい部分が7件とかまだ改善しなければならない部分が3件とかというような形で、現在進行形ですけれども、その活用内容についても一ちょっと細かい内容ですけれども一今日皆さんにお配りした資料です。  
まだ時間はありますか。

委員長 大体5分を目安にということだったのですけれども。

松永参考人 オーバーしましたか。いいですか。

委員長 大体時間が来ているのですけれども。

松永参考人 では最後にこの流れで、教育委員会の超過勤務ではないのですけれども、昨年、富山市職員一これは匿名ですからどこの部署というのはまだ分かりません。しかしながら、昨年の3月に森市長から月100時間の超過勤務の

件について低減を図りたいというようなことで市議会に提示か何かがあって、市議会の皆さんも、ああ、そうだろうというふうに承認されたのだと思うのですけれども、実はその翌月の4月から100時間を超えた部署があったということが事実です。

そして、そういったことから私のほうに内部通報—公益なのかよく分かりませんが—内部通報がありました。二、三回その情報が入る中でですけれども、実は、それを市当局はあまり認めたくないわけですから、何とかないことにしようというようなたくらみが管理職の間に生まれたらしくて、それで方法としては、4月が一番多いという職場ですから、100時間を超えた分を翌月に振り替えるということで、それを隠すという意味なのですかね。そのようなことが私のほうにメールで来ましたものですから、やっぱり実際オーバーしたものはその月のことだから、オーバーした分を翌月に回すということは普通は駄目なことだろうというふうに思いまして、実は私、職員課の課長にそのことを伝えて、隠すということはやはり犯罪にもつながると……

舎川委員

今、参考人の松永さんが発言しておられます

けれども、陳情の趣旨とちょっと違うのではないかと思いますので、それについて松永さんにお聞きしていただきたいと思います。

松永参考人 では、そのことは話しませんけれども、教育現場がこれほどに一先ほどの4月の超過勤務として出すものを5月の日付で出したと、そういうようなことを考えたときに、一番左端の黒いマークのところは、先生方一人一人が記入できる要素があるのですよ。面談希望の有無ということですね。やはり上司に向かって仕事のことをあれこれと言うのはなかなか難しいというか、この枠が活用されていない部分がこれからもあるのではないかというようなことを思っておりますので、やっぱり外部の機関か何かがかようなことをフォローしていかないと、内部から直接の上司には伝わりにくい部分があるのではないかという心配をしているということを書いたかったのです。同じ市の部署ですけれども、そういう情報が私のほうに入ってくるということを書いたときに、教育委員会のほうでもそういうことがこれから想定できるのではないかということを書いたことを最後に申し上げたいというふうに思った次第です。

これで全部です。

委員長           ただいまお伺いした御意見について、何か質問はありませんか。

舎川委員       まずは、今日は本当にお忙しいところをありがとうございます。  
今、教育委員会のほうに情報公開請求に基づいていろいろな資料を請求されたということだと思うのですけれども、先ほどおっしゃった一過去1年半ぐらいですか一いろいろ請求を行われたということによろしいでしょうか。

松永参考人     そうですね。いろいろ聞いたのはそうすけれども、私の提出した資料を見ていただければ、4月から12月というふうな捉え方でいうと、情報公開はそういう流れでやってきたのではないかというふうに思っております。

舎川委員       過去何回ぐらい学校に情報公開請求などをして一このような資料を作るというのは相当な請求件数だと思うのですけれども一何件調べましたか。

松永参考人     毎月求めることもいいかと思うのですが、それに携わる先生方も大変なことですから、2か月、3か月の間隔で出していただくということで一これは一括で出てきた資料ではない



のですよ。これは何回か組み合わせて追加されたデータで、1回分ではありません。2回、3回はあると。もっとあったと思います。

久保委員

松永さん、今日は陳述にお越しいただきましてありがとうございます。

大変だったろうなと思います。こうやって調べていただいて、資料の公開請求をかけられて、それを整理されて、問題点の洗い出しと解決策まで陳情のほうに書いてありますが、私のほうとしては、超過勤務をなくしていこうということに関しては、全くもって願意の根幹の部分は一致しているというふうに思います。

その中で、今（1）で御提案のあった一要は平均になってしまうと、教員ごとに差があるものが見えなくなっているのも、平均では見えないようなもっと苛酷な勤務状況が実際は学校内に存在するのではないかということについても、大変参考になっています。

今回陳情という取扱いで考えますと一（2）は1つの提案だとは思っているのですが、既に試行している高等学校に倣うということと、市民から広く聞いてほしいという件について一私個人としては、当然私たちもしっかりしなければいけないのですが、教育委員会のほ

うに解決方法というのは幾つもあるわけで、ここに限定する必要は私はまだないのかなというふうに思っております。

それに加えて、市民から広く意見を聞くということになってきたときに、松永さんのような思いのある方が、例えば超過勤務の多い学校にたくさん訪れられていろいろな資料の請求をされたりとか、また調査であったりヒアリングをされると、さらにその対応のために苛酷な状況が発生するということになってしまふと。私はこれは本末転倒なのかなという思いがありますので、ここは私としては松永さんの思いを十分酌んだ上で、(2)のところに関しては、総務文教委員会であったりとか教育委員会にある程度裁量を持たせるというような方向で考えていただけないかなというふうに思いますが、松永さんとしてはそれでもやはり市民の声であったりこの手法にこだわられるのかどうなのかお答えください。

松永参考人 全く同感でして、こういったことは、子どもたちの父兄とかPTAとかからはなかなか直接言いにくい部分もあるものですから—そういったことから見ると、やはり教育問題は大きいですから—今の授業の在り方ですよね。国語、数学・算数、英語も含めて、そういう

ものもトータルで見ないと、超過勤務だけを捉えるということではなかなか簡単ではないというふうに思っております。

でも、そのいろいろな蓄積されたもの一家に仕事を持ち帰ったりだとか超過勤務月110時間ということや学校全部が共有しているとか、そういったことをやっぱり早く捉えるというようなことがほとんどされていないのではないかと私は思っているのですよ。お互いに隠し合いっこしているわけですからね。

だから、その辺から進んでいけば私がこんな形で出しゃばることは当然ないわけですから、委員がおっしゃったようにしかるべきところがちゃんと責任を持ってやっていけば、当然なくなるというふうに思っております。県の働き方改革もやはり掛け声だけで各市町村に任せているから、そんなに立ち入ることはできないとも言ってますので一やっぱり当事者が一番責任を感じて、また2人目、3人目の方が亡くなる想定を残念ながら私はしているのですよ。だから、そういうことがないように図ってもらいたいなというふうに思っております。

久保委員

十分御理解いただけたというふうに思っております。この願意であつたりとか、さらに滑

川市のような状況を二度と、富山市内でも発生させないということに関しては、私も全くもって同じ思いであります。

ただ、陳情の採択というところに関しますと、この後採決があるわけなのですが、やはり私の所感では、この陳情には方法を限定したり対応方法を明確に示されているものですから一私個人としてはそこは私であったり総務文教委員会委員並びに教育委員会にある程度の裁量を持たせていただいて、しっかりと傍聴いただくなり、また何か御不明な点だったり御不満な点があれば、私もしっかりと松永さんの話には耳を傾けて今後進んでいきたいと思っておりますので、私としては陳情の採択に関してはもしかしたら松永さんの思いとは違った結論になるかもしれませんが、そういう思いがあるということは十分に御理解を頂きたいなというふうに思っております。それでもよろしいですよ。

松永参考人　私は当初は請願の形で5会派の皆さんに説明に伺って一どこかからサインを頂けないかなと思いつながら回ったのですけれども、やはり従前の流れとか各会派の考え方もあるということも理解しましたので、陳情でこのような形で意見をさせていただけるだけでも、今回

私としては十分過ぎるほどの満足感があります。

知っていただくことが一本来、議員の皆様も選挙のときにはそういったことを錦の御旗に皆さんが言っておられるのですけれども、なかなかそれが届かないというのが私の実感ですので、ぜひこれも1つの参考意見という形で一皆さんも今までの流れがあるわけですから、私は今日話をさせていただいただけでも大変うれしく思っております。

赤星委員

大変お疲れさまでございます。

ほかの委員もおっしゃられましたように、これだけ詳しくお調べいただいて、陳情に添付された資料も大変御苦労されたのだと思ひまして、私たちはこういう問題提起をしてくださったことに感謝したいと思っております。ところで、先ほど松永さんがおっしゃった中で、このほかに新しい事実として、自宅で持ち帰りの仕事をしていた先生方が6割もいらっしやうと。多い方で55時間分ぐらいということもお聞きしまして、正直言ってびっくりしたところです。

昨年3月議会の代表質問への答弁では、全体として小学校も中学校も超過勤務が何時間ずつか減っているというふうな答弁があったこ

ともあり、私たち議員もすっかり減らす方向でいっているのかなと思っていたところ、実はそうではないということを経年の松永さんの調査によって明らかにしていただいたのだなと思っています。

ところで先ほどの持ち帰りの件ですけれども、それはどのような方法でお調べになったのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

松永参考人 ここには4月の一番多いときの資料というふうに私がちょっと勘違いして5月分を出してしまったのですけれども、これは別の月日の同じような書式です。一番右側に持ち帰り時間合計というのがありまして、そこに一人一人の先生方の持ち帰りの時間があって、ある小学校では55時間が最高の数値であったということです。そして先生方全体の約65%ぐらいが持ち帰っていたという一そうすると半分以上ですね。そういった内容をこの記述の中から判明させることができました。

赤星委員 今、私たちに出していただいている資料では、速星小学校と桜谷小学校は持ち帰りは全部ゼロになっていきますけれども、この2校以外の学校でそういうデータがあったということですか。

松永参考人　そうですね。

舎川委員　教諭の労働時間が非常に長い。先ほどもおっしゃっておられたように、調べた結果でも当然非常に長いと。

前回の議会の中でも100時間を超えるところは是正したと言っていたにもかかわらず、まだ出てきているというようなことは、これはもう数字的にも当然明らかになっているわけです。

しかしながらその一方で、やっぱり働く意欲ということにおいても先生たちはいろいろな方がおられまして、当然子どもを本当にしっかり見たいと。教育において時間を制限して早く帰ることがまず一番ではなくて、もっと子どもたちに関わってもっともっと意欲を持ってやっていきたいというところで時間がかかる、そういった先生も当然おられるわけです。ただ時間外勤務だけのある程度制限して、100時間未満にするべきだ、もっと軽減するべきだという一当然負担的な面では、体の負担はそうなのですけれども、精神的に、先生が子どもたちを教育したい、見ていきたいということも、十分そこら辺は配慮して考えてあげるべきではないかなと思うのです。当然私たち議会としても時間はチェックして

いきますし、教育委員会に対しても是正は求めていきますけれども、その意欲に対して、そういうところで時間を超えるということに対して、松永さんはどう考えますか。

松永参考人 持ち帰りのことに関しては、結構年配の校長先生からもその実態はあるというふうに聞いておりました。一私は公務員ではなかったのですけれども、民間でソフトの開発を始めた時期がありました。そうすると業務に精通することをソフトに置き換えればものすごく簡単に、すぐ業務に対応できるということでは、持ち帰った記憶は私もあります。

ですから、今委員が言われるようにやる気のある人はそういう形でもいいのですけれども、力不足というか、仕事に向かう状況にもみんな様々な部分があると思うのですよ。だから、みんながそれをやっているから私もしなければならぬというような風土は、ちょっとよろしくないのではないかなと。

だからそれは両面を考えないと。今持ち帰りがある学校というのは確かに二、三校しかないのですよ。ではほかの学校は持ち帰らないのかといたら、それは表れないだけであって、実際にはほかの学校でも結構あるのではないかと私は思います。



だから、そういうことでなかなか事実という  
ものが見られないというか、中まで入り込め  
ない部分があるので、できたら先生の負担が  
どれほどあるのかぐらいは一簡単なエクセル  
データで見られるわけですから。申告にして  
も管理者にしても、先生一人一人がこれぐら  
いの力があってこれぐらい仕事を持っている  
よということをおある程度把握されていれば一  
無理難題を先生側に投げかけるのではなく、  
やる気のある先生はやる気のある先生で12  
0%の仕事を与えてもいいと私は思います。  
以上です。

委員長

ほかにはないようですので、以上で参考人に対  
する質問を終わります。

本日はお忙しい中、参考人として当委員会に  
御出席いただきましてありがとうございました。

それでは、参考人の方は御退室ください。

〔参考人退室〕

委員長

それでは、教育委員会から御意見をお伺いし  
たいと思いますので、しばらくお待ちくださ  
い。

〔教育委員会入室〕

委員長            それでは、本陳情について教育委員会の見解を求めます。

教育委員会事務局長    今議会の一般質問におきまして、この陳情の件名と同様の趣旨の御質問がございました。議場で教育長から答弁させていただいたところでございますが、超過勤務の原因とそれに対する取組について私のほうから改めて述べさせていただきます。

教員の超過勤務時間につきましては全体的に減少傾向にありますが、それぞれの学校によっては長時間の超過勤務が続いている学校もございます。

その原因の1つとして、令和元年度は県教育委員会が市内小・中学校において配置すべき臨時的任用講師の必要数の配置がなかったことから、年度当初は35名もの未配置が起こり、その影響として教職員の業務負担が年間を通して増加したことが挙げられます。

また授業時数につきましては、今回の学習指導要領の改訂により、小学校5・6年生の外国語科や小学校3・4年生の外国語活動の新設に伴い、学校週5日制が実施される以前の土曜日に授業があったときの水準まで増加し

ております。

さらには道徳の教科化やプログラミング教育の実施など学校の業務は拡大してきているのが現状でありますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

こうした中で、富山市立小・中学校では既に平成29年度から出退勤の管理を進めており、令和元年9月からはICカードを用いた客観的な勤務時間管理を導入しております。

学校ではこうしたデータに基づき、超過勤務が続いている教員につきましてはその原因内容を把握するために、超過勤務時間が80時間以上の教員に対して所属校長が面談を行い、勤務時間が超過する原因を聞き取った上で業務の取り組み方について助言をしております。また学校行事の見直しなど、それぞれの狙いを考慮しその成果が得られるよう、必要に応じて保護者等とも相談しながら改善に取り組んでまいりました。

市教育委員会におきましても文部科学省のガイドラインの遵守を目指し、富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則を定め、令和2年4月より施行したところであります。

また、超過勤務時間の削減に向けてこれまでも様々な取組を行ってまいりました。具体的

には、1つに校務支援システムの導入による事務の簡素化、2つに勤務時間外における電話に対しての自動音声ガイダンスの導入、3つにスクールロイヤーや部活動指導員等の外部人材の活用などが挙げられます。

市教育委員会といたしましては、今後とも教員の超過勤務時間の削減に向けて工夫や努力を重ねてまいりたいと考えております。

しかしながら現状の人員による取組にはおのずと限界があり、これまでも繰り返し申し上げてきておりますが、教員の超過勤務時間を削減するためには教員の増員しかないという考えに変わりはなく、今後も中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長                    それでは、本陳情についての御意見または当局に対する質疑はありませんか。

横野委員                今定例会の一般質問で教育長の答弁にあった言葉、そっくりそのままだと私も思います。結果的には人的な問題だと思います。もう1つは、先生方が何に悩んでいて何に困っているのかということの把握状況ですね。

それに対して、学校長や副校長、教頭などが  
どういう対応を取っているのか。それで、一  
人一人の意識の中で超過勤務時間を減らすた  
めにはやっぱりこれとこれが必要だという主  
張をもっとしていただいて、教育委員会とす  
れば、これは例えば県教育委員会にお願いし  
なければならない分野なのか、富山市教育委  
員会で解決できる問題なのか、具体的に先生  
方の御意見を素直に聞いた上で何か方向を1  
つ考えるのも方法かなと。

外から見える限りは、学校の先生といったら  
頭がよくてしっかりした人がたくさんいると  
思っています。先生方自身が気弱になってい  
て生徒と対面できなくなるような状況になっ  
ていくというのであれば、どこに原因がある  
かということを一その辺ははた目で見ても、先  
生方はしっかりした人ばかりだというふう  
に私たちは思い込んでいますので、やっぱり  
精神的に悩む先生はいるかもしれませんが、  
その辺りのフォローをしっかりとしていただけ  
ればいいのではないかなと。

教育長の答弁のとおりだと私は思いますけれ  
ども、ともあれ富山県教育委員会に人的な要  
求をしっかりとさせていただくということと、  
もう一つは、一番気になるのは、先生を助け  
ていただいているスクールロイヤーとかいろ

いろな方々がおられますよね。その方々との  
コンセンサスです。

ある学校のほうでは—そういったことを私も  
ちょっと聞いていた限りでは—先生方とのコ  
ンセンサスを取る時間がないという話があっ  
て、子どもに目を向けていると、なかなか子  
どもが思っていることを聞くタイミングがな  
いとかという話も聞いたものだから、その辺  
りは何か解決する方法があるのではないかな  
という気がします。そういった点、先生方と  
話し合う機会をやっぱりもっと設けていただ  
いて、意見を聞いていただいて解決する方法  
を見いだしていただきたいというふうに思い  
ます。

以上です。

委員長            要望ですか。

横野委員        はい。

久保委員        先ほど松永さんからお話を伺いました。持ち  
帰りをされて自宅で仕事をされている方が一  
定数いるのではないかというような御指摘も  
受けました。

私が毎回ちょっと心配なのは、学校の現場と  
教育委員会という立場の中で、まだ教育委員

会がしっかりと現場を掌握できていないのではないか、このところに1つ課題があるのではないかなど。

松永さんがいろいろ資料の提示であったりとか問題意識—この超過勤務に関してはもう誰もが問題意識を持っているわけです。資料の提出に当たって、なかなか資料が出そろわないとか時間がかかるといったことも、教育委員会が後ろ向きなのではないかとか隠蔽しているのではないかとか、こういった誤解を招く温床になっているのではないかというふうに思っています。

そこに関しては、やはり教育委員会が現場をしっかりと管理していくという立場に立って、勤務状況であったり個々の状況はどうなっているのか、校長の指導は適切なのかということに関しては、徹底してできることを潰していったただかなければならないのだろうというふうに思っています。

その中で改めて教育委員会事務局長にお願いしたいのは一答弁を求めたいのですけれども一教員の増員しかないというその言葉が、逆に学校の現場では仕方がないと思うような意識につながっているのではないかと。他人のせいにするときは、ありとあらゆることに手を尽くし切った上で、それでもなお改善でき

ないというところまで行って初めて管理職は上の責任を問えばいいと思うわけで、私はまだそれが徹底できていないというふうに松永さんの話を聞いていても思いました。

ですから、やはり教育委員会としては、もちろん最終的に改善をしていく最大の方法として、教員の増員ということは確実に効果があるのだけれども、もっと今できることをやっていこうという、そういう姿勢を改めて打ち出していただいて、毎回接尾語のように県の採用が遅れたとか教員が足りないのだとかというような言葉は一私は市教育委員会としてはもっともっと前向きに現場の士気が高まるような発言をしていただきたいなと思いますが、事務局長、もう一度その点に関して決意というか思いをお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長

今ほどおっしゃっていただきまして、確かに最終的には人が足りないからどうしようもないというような、ちょっと他人事のような表現だったかもしれませんが。そこについては申し訳ございません。

今こういう機会ですので、改めてどういことが出来るかをもう一度見直して、それを見つけた上で、人が足りないということは一最終的にはそうなるかもしれませんが一



いま一度こういう機会を設けさせていただきたいと思います。

今おっしゃっていただいたように、学校現場を把握できていないのではないかとかそういうこともございましたので、もう一度ちょっと見直しまして、できるところをまず潰すというのは変な言い方ですけども、そこから手をつけたいというふうに思います。

久保委員

ちょっと要望に近い形になりますが—これも答弁をさらにお願ひしたいのですが—やはり市教育委員会からのもっと積極的な現場改善の提案というものが議会としては聞こえてこないところがあります。

例えばもっと事務員を増やしてほしいとか、もっとこういうふうな支援システムを入れたいとか、こういうことにお金を投資すれば必ず現場は変わっていくのだというようなことが—もしかしたら予算編成の段階で当局とは話をされているのかもしれませんが—やはり教育は大事ですし教員も大事ですから、そういう皆さんが今後もしっかりと職場で子どもたちを教育できるような環境づくりを、議会としてもしっかりと応援していこうというのは、これは会派を越えて全ての議員が思っているわけです。だから、当局を押し切るため

に議会も後押ししますから、そういった意味では、今後いろいろなタイミングで学校の課題であったり改善点を議会にももっともっと積極的に教育委員会として発信をしていただきたいというふうに思いますが、事務局長、その決意についてもお願いします。

教育委員会事務局長 予算のルールなどもありますので、あまり当局のルールを越えてまでというやり方は、いきなりというのはちょっと今すぐ答えられませんが、おっしゃっていただいたように、うちのほうで今何ができるのかというものはやっぱりもう一度見直して、先ほどの繰り返しになりますけれども、もう一度真面目に一真面目というのは、今までも真面目だったのですけれども一もう一度真摯に見直して、できるものをきちっと財政当局に要望するなり、逆に議会の皆さんに御相談するなりしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

村石委員 久保委員と同じような意味でちょっと発言します。久保委員は現場を掌握していないということをおっしゃられましたけれども、私も実際に働いている先生から本当の実態の話を聞きました。

まず、先ほどの話でもICカードで出退勤の管理をしておられるということですが、実際先生はパソコンを消してICカードも取って、その後自分の自席で答案のマル・バツをつけているということが現実には起こっています。そういうことを正確に把握するようにしていただきたいですし、それから、時間外勤務が月80時間を超えると校長先生の面談があるということで一持ち帰りも、基本的には多くの先生はしているのですよ。だけれども、持ち帰りを何時間していたということを書くと、それと実際の時間外勤務等を合わせた時間が80時間を超えると校長の面談があるからと一面談すればいいと一般的には思うのですが、校長と進んで面談して何かいいほうに変わるということをはなかなか思えないような状況で、持ち帰り時間を実際に申告しないということがあるのです。

ぜひ私がお願いしたいのは、正直にありのままのデータを出してもらえるように教育委員会としても対処をしてほしいなと思うのですが、どうでしょうか。

学校教育課長 今おっしゃっていただいた、持ち帰り時間もありのままに出してほしいということですが、確かに持ち帰りというのは、例えば介護があ

るとかあるいは育児があって、勤務時間をちょっとでも過ぎると家庭の事情でどうしても不都合があるということで持ち帰り時間が長くなっている、早く職場を出るために持ち帰ってやらざるを得ないような家庭環境の先生もいらっしゃると思います。

ありのままにということですが、我々はありのままにやるようにということで一しっかりありのままに書いてということを経理から職員に指導はしています。ただ、今お話を聞くと、もしかしたらそういうことが陰で行われているのかなということを確認いたしましたので、もう一度改めて市教育委員会としてはしっかりありのままに正直に、ICカードを取るのはいっしょに帰るときにするとか、そういったことを徹底してまいりたいと考えております。

赤星委員

先ほど陳情人の松永さんから自宅での持ち帰りの仕事のお話があったのですが、あらかじめ陳情に添付していただいている資料には、速星小学校と桜谷小学校の出退勤時刻及び休日勤務状況一覧表というものがあります。

この2校とも持ち帰り時間の合計は全部ゼロとなっているのですけれども、松永さんがさ

らに調査をされたところ、ほかの二、三校で多い先生では55時間ぐらい持ち帰りがあったと。6割ぐらいの先生が持ち帰りがあったというお話もされました。

今、村石委員がおっしゃったように、現場の先生は本当は持ち帰りはあるのですよとおっしゃっていることもありまして、全部ゼロというのはちょっと不自然に感じるのですよね。

（「一人だけ9時間がある」と発言する者あり）

赤星委員

一人だけ9時間とありましたがけれども一こうやってほとんど全部ゼロというデータが出ている学校と、正直に55時間というデータが出ている学校と、調査報告にどういうふうな違いがあるのですか。それは何か分かりますでしょうか。

学校教育課長

ここに出ております月は4月、5月ではないかと思えます。4月、5月というのは、学校が新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業になっておりました。臨時休業のため、多くの学校では持ち帰りというのは多分ほとんどなかったと思われれます。

55時間とかということをおっしゃっておら

れたということなのですが、それは多分ICカードが導入される前に手入力していたときのものではないかと推測されます。

なので、4月、5月は多分どの学校もそんなに持ち帰りの時間が長かったということは考えられないような状況です。

赤星委員

分かりました。ありがとうございます。

同じく陳情に添付された令和元年4月から12月に至る期間の中学校別の教諭平均超過勤務実績表なのですが、一番多い学校が山室中学校で4月は110時間3分、5月は102時間27分、6月が110時間30分、7月が104時間34分ということで、平均でこれだけ多く、また110時間を超えているということに非常に驚きました。もう過労死どころではないぐらいの超過勤務です。

先ほど教育委員会事務局長から超過勤務は全体としては減っているのだというお話が冒頭にありましたけれども、学校別に見てみますとこういう実態が相変わらずあると。まして、県のほうで配置すべき臨時的任用講師の方が不足したために、もっと大変な状況になっているのではないかとということで一お願いしたいのは、こういう具体的な、リアルな状況について私たち議会にも報告をしていただけない

いかということなのです。

今回、市民の方から陳情があって、本当に一生懸命に調査をされてこういう資料が出てきたわけですが、こういう実態について定期的なのか、総務文教委員会に今こういう状況ですというような報告をいただいて、それで一緒に何か解決方法を探っていけないかということをおもうのですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

赤星委員が名前を挙げられました中学校ですが、大変申し訳なく感じております。

この学校は臨時的任用講師の未配置が最大3名で、年間を通してゼロになる時期はありませんでした。だから平均110時間を超えて働かせてもいいのかということ決してそういう問題ではなくて、市教育委員会としてもこの学校に足を運んで校長先生と面談もさせていただきました。

教育委員会として何ができるのかということで一部活動に関しても、従来は先生を2人配置できていた部が臨時的任用講師の未配置の影響で1人で背負い込む、かつ、運動部も文化部も大変活発なもので、そこら辺も含めて保護者の期待にも応えようという学校、教員の思いもありました。ただ、私たちとしては

教員の体も守るという任務もありますので、その辺は管理職に何度も念押しして教員をまず守るということでお願いしました。

最終的に3月まで臨時的任用講師の未配置の状態は続きましたが、2学期以降は超過勤務が徐々に減ってきたと把握しておりますので、今後もこういうことが起こらないように、増員だけが全てではないのですが、せめて定員は配置できるように県にも要望していきたいというところです。

舎川委員

先ほど松永さんの話を聞かせていただきました。ほかの委員の方も持ち帰りの時間についておっしゃいましたけれども、そこも松永さんは取り上げておられました。

ただ、持ち帰ることが諸悪の根源みたいなことをおっしゃっているのですけれども、当然意欲を持って持ち帰ってやっておられる先生もたくさんいるから、早く帰れよと言って早く帰って、仕事を制限させるだけではないと私は思っております。

その辺は現場現場で違いますからちょっと余裕を持って見ていただければ一逆に先生が心情的に働きにくくなるということも十分考えられると思うので、その辺は皆さん現場でそれぞれ考えてほしいなと思うのです。



ただ、やっぱり学校によって集団心理的なものも若干発生して、ちょっと残っていかないといけないなという一これはどうしても集団心理というか、どこの会社でもあって一そういったことも発生してくるというところもあると思うのです。時期的には、4月、5月はどうしても超過勤務が増加していく、これは当然そうだと思うのです。どこの会社でも決算が近くなった時期はみんな100時間どころか200時間でも、会社に泊まってやるというようなところはあると思うので、その辺のめり張りをつけて、今月は早く帰るよとかというようなことをしてあげれば、集団心理的なところも結構配慮できるかなというふうに思います。上手にめり張り週間、早く帰る週間とかを皆さんでやるというような取組をちょっとずつ考えていかれたらいいのではないかなというふうに思います。

それと、教師が足りないという問題も確かに皆さん御指摘されるとおり、県からの配置が少なかったということも当然あるので、引き続きそれは私たちも含めて県のほうに呼びかけていきたいと思います。

それ以外の方法も、先ほどのめり張りでもないですけども、いろいろまた現場現場で考えていただくことがすごく重要かと思ってお

りますので、その辺について実現可能とか一現場現場で違いますから一その辺の取組についてはどのように考えられますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

舎川委員の今の持ち帰りの点、それからめり張りという点についてお答えいたします。

まず持ち帰りですけれども、かつて、15年ほど前、答案を持ち帰って家で丸つけをして、それをそのままパソコンに打ち込んで評定を行うということが当たり前のように行われていました。あるときは子どものノートを持ち帰って家で丸をつけたりと。

ただ、個人情報という観点から、万が一、何かあったときのためにそういうことはしてはいけないということで、今は管理職としては持ち帰りは極力しないと。かつ個人情報に関わることは絶対しないと。かつてはUSBメモリのデータも家で打って学校のパソコンに移してということまでやっていたのですけれども、そういうことはしないとということで一看護、介護等もありますが一極力しないとということで今後さらに進めていきたいと思っております。

めり張りについてですけれども、例えば期末考査前のときに18時に帰るかといったら、やっぱり教員はいいテスト、いい評価、正し

い評価をしたいがために、夜21時まで残って答案を精査する。どんな問題にしよう、こういう角度から作ろうというような思いで小学校でも中学校でもやっているとは思いません。それを止めることが本当に教育にとっていいのかどうかというのは一やはりやるべきときはやっていかなければいけないのかなと。それから部活動に関しても、冬のスポーツ、スキーなどについてなのですけれども、ガイドラインでは土日のいずれか、休日は休むということにしておりますが、夏はスキーというのはあまりできない。ならば、冬の土日は2日間やってほかの土日でならそうと。そして年間104日以上の日曜日を休もうというようなめり張りも、市中学校体育連盟、県中学校体育連盟では認めるということになっております。

やはり年間通しての休みというか休養ということも考えた上で、やるときはやるというような働き方もあっていいのではないかなと思っております。

以上です。

松尾委員

時間も押して申し訳ないですけれども、1点だけ、現場の教員を誰が守るのか、誰がやる気にさせるのかといった観点から聞きます。

一企業、あらゆる団体ではメンバーと個々にしっかりと面接をして、その子のいいところを引き出すというのが当たり前のことなのですけれども、それぞれの学校ではどのような対応になっているのか、お聞かせください。

学校教育課長

その子というのは先生方のことですね。

先生方というのはやっぱり一人一人個性もあって、それを非常に明確に把握しているのはやはり校長、教頭で、先生方のよさとか個性を理解しています。

どのようにそれを引き出しているのかというと、校務分掌というものがあまして、その先生の特性に合った学校内の仕事をするようにさせています。あるいは研究授業とかがあまして、研究授業になると先生方はすごく張り切って、子どもたちのために、それこそ家に帰ってもわくわくしながら教材研究したり、こんなものを作ったら子どもたちが喜ぶのではないかな、これを提示したらいいのではないかなということで一それは持ち帰ってやらされているという感じではなくて一そういったものを通してその先生のよさとか頑張りとかが見えてきます。

子どもがそれですごく成長するので一子どもの成長を認められることが教師にとっては一

番うれしいので—そういったことを管理職が言葉がけして、その先生に細かい指示、指導とか褒めたりしてよさを伸ばしていているというような現状があります。

松尾委員

当然子どもたちが元気になるためには教員が本当に生き生きと生きがいを持って仕事をしなくてはならないと思うのです。

その中で時間外勤務もあるでしょうし—一概に時間外勤務をやれと、仕事を持ち帰れという意味ではなくて、持ち帰ることもあるでしょうけれども、要はその先生が本当に生き生きと頑張っているかどうかということを確認しないといけないと思うのです。

それは校長に任せるのか教頭に任せるのか—面接などで一番様子は分かっているはずですが。総責任者が行うものであると思いますがけれども、その報告書はどうなっていますか。教員と校長が面接した際に報告はありますか。

学校教育課長

こういうことが面談でありましたという細かなことは当然ありませんが、教員には目標達成と評価というものがあまして、先生がこういうことを頑張りたいと思っていることを4月に出してこられて、それに対してまず校長が面談をする。そして、中間にまた進捗状

況とかあるいは悩んでいることとかを全部聞いて、次はこういうふうにしていこうかとか、ここはちょっとつらいから校務分掌を減らそうかとかという調整をします。また最後に、年度末近くになったら、1年間どうだったか、来年度に向けてどうかということを目談して、必ず年3回は面談をしております。ただ、どういう会話が合ったのかという細かなことは分かりませんが—それについてはこちらにはちょっと上がってこないですけども、校長がしっかり把握しているということで認識しております。

松尾委員

全ての学校だとは言わないのですが、やっぱり学校内でいろいろ一組織として違うものですから、その中で本音の部分を校長、教頭に言えるのかどうなのかということは非常に大きな問題だなというふうに感じていて、これは要望というか検討していただきたいことなのですが、やはり違った方、そういった方に定期的に今の現状、自分のことをちゃんと訴えられる、そういった面接を一人一人に—どこの団体もそれは当たり前のようにやっていることなので、それをしっかりとやって、頑張っている教員の人たちを生き生きとさせていく、人材を育成していくと

いう、そういった方向性で一ちょっといろいろまた自分たちも考えないといけないですけども、また一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

教員の相談窓口というのは管理職に限ったものではなく一やはり若い女の先生が55歳を過ぎた校長、教頭に話をするととなかなか難しいところがあって一カウンセリング指導員が半分ぐらいの中学校で配置されています。それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが一これは富山市は手厚く配置してありますので一教員と面談をするという例も少なくはないです。多くの学校がやっております。校長のところに情報が集まり、校長と私たち教育委員会が学校訪問で教員の話を必ずいたします。体調面、精神面に不安を抱えている先生方がいないかと。それから1月のヒアリングについても、これを中心に教員の心、体のことについて校長と十分面談をします。

それから、何か変化があった場合は校長が市教育委員会に伝え、私たちが学校に伺うということで、コンタクトは年間を通して校長と何度も取っておりますので、そこら辺でもっと風通しをよくしようと思っております。

以上です。

有澤委員

先ほど松永さんの陳情に際しまして、非常にいいことを言われたと思うのですね。今回のこの件に関して一石を投じていただいたというふうに理解をいたしております。

今ほどずっと皆さん方のやり取りを聞いておりまして、これは永遠のテーマというか、解決しないのではないかなというふうに思うのですよ。

大久保次長は現場で校長先生をおやりになっていたと思うのですが、先生方は何が原因で超過勤務されるとお思いですか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

これも遡るのですけれども、土日でも家庭を顧みずに働く教員、部活動に熱中する教員をよしとする保護者がかつては多くいました。100時間超え、もっと言うと200時間超えの時間外勤務をする教員こそ教員のかがみというような時代がありました。

でも今は決してそうではなくて、管理職になってみて一現場の教員のとときにはそういう教員がいいのだという思いを持っていたのですけれども一いざ管理職員になったときに、子どもの命も守らないといけない、保護者の期待にも応えないといけないけれども、やはり



社員である教員の命を私たちが守る、先ほどあったようにいい顔をして子どもの前に立つ、それが大事だなということを思いました。富山市は勤務時間外における電話に対して自動音声ガイダンスを導入しましたが、今までは何時でも学校に相談の電話がかかってきました。切るべきものは切って行って一本当に子どもと元気になるためには無駄を省かなければなりません。それを教育委員会が進めていかなければならないのだと今は思っています。

有澤委員

大久保次長がおっしゃったとおりだと僕も思うのですよ。先生方がどうしても残業しなければならない、その要因には恐らくいろいろなことがあると思うのです。今の教育現場を見ているといろいろなファクターがあって、これとこれなどと決められるものではないような気がするのです。

そんな中で、どこかで何かをやっていかないと超過勤務は減らないと思うのですが、現場では全く暗中模索で、校長先生方もきっと困っているのだろうと僕は思います。

今言われたように御父兄の問題もあるでしょうし、竹を割ったように、こうします、ああしますと、だから減りますということにはな

らないような気が私はするのです。

道徳の教科化とか、あるいはプログラミングの導入とか外国語の授業、これは先生方にとって非常に苦痛だと僕は思うのですよ。先生方自らこのことを学ばないと授業に使えないのではないか、こう思うのです。

ですから、そういうことを考えると国の教育指導要領にも問題がある。何でもかんでもこれを導入、あれを導入と。結果的には現場の先生方に負担がかかってくるというのが今の教育現場ではなかろうかなと思うのです。

ですから、今この問題というのは別に富山市教育委員会、富山市の学校の問題だけではないでしょう。全国的にこの問題が起きているのですよ。

例えば部活動にしても学校の先生が部活の顧問をやっている。これはやっぱりその地域に投げかけて、地域で優れた人がいたら、部活動で役立てていただくということも全国に広がっている。今の教育現場はそういうものだと僕は思うのですね。

ですから、やっぱりどこかで先生方の仕事を地域で活躍できる人に委ねる。例えば私の地域の鶉坂小学校では、プログラミングは今、地域で担っているのです。そういう方々を学校のプログラミングに生かせないかというこ

とで今取り組んでいる。やっぱり今は地域が学校現場を支えていくような時代に来ているのではないかなと思います。

それから、御父兄の考え方もやっぱりちょっと変えてもらわなければならない。僕らはもう70歳になりますから、あの時代の小学校は一怖いのは学校の先生とお巡りさんだったので。何かあったら親は先生に言うとかお巡りさんに言うとか、それで子どもたちはぴしゃっと収まった。今は全くそういうことはないと思うのですね。

ですから、教育現場だっていろいろな多様性の問題があって、この問題というのは、非常に奥の深い問題だと思う。今ここでああします、こうしますということは恐らく教育委員会の方だって言えないのではないかなと思いますよ。

教員の数を増やしたからといって、これは決して減るような問題ではないような気がします。事務局長、どう思われますか。難しいのです。簡単に減らすということは僕は言えないと思うのですよ。

教育委員会事務局長

先ほど簡単に減らすというような聞こえ方をしたのであれば大変申し訳ないですけども、ただ、今までもそれこそ無駄がないか一つず

つ見ながら、それをどう変化させるか一やめる、改善する、システムを導入する、そういうやり方でやってきました。

今回こういう機会をいただいて、もう一度改めて一もう大分詰められるところまで詰めてきたので、おっしゃられるようにそんなに簡単に改善するものではないぞということですが、それも1つの励みとして、今できるものは一ただ、それをしなかったらまた進まないと思いますので、結果としてそんなにすぐ改善に大きく結びつくのかどうかはちょっと分かりませんが、いろいろな現場の声も聞きながらできることはやってみるということとで取り組んでいきたいと思っています。

赤星委員

結果的に教員を増やすしかないというのはそのとおりだと思うのですが、その答弁は前の教育長のと時から私たちは何度も何度も聞かされてきました。

ところで、国、県に教員を増やすようにそれだけ強く言ってくださっているのに、なぜ増えないのだということ、県のほうから富山市にはどういうふうな返事をしてきたのでしょうか。

教育委員会事務局長

その辺については私は直接聞いたことがござい

ませんので、申し訳ございません。

赤星委員 ぜひ今度聞かせていただきたいと思います。  
さらに、今年のコロナ禍で密になるのを避けるために少人数学級の必要性が改めて注目されています。そうすると……

委員長 赤星委員、陳情についての内容の質疑だけです。

赤星委員 教員を増やすという意味で。駄目ですか。

委員長 簡潔にお願いします。

赤星委員 なので、全て35人以下学級にするには教員がさらに100人以上必要だという答弁もありましたので、さらに強く強く求めていただきたいと思います。

横野委員 一番気になっているのは、先生の超過勤務が多くてももらえる月給は今のところ変わらないと。つまり、市の職員同士だったら超過勤務する人間がいたら「お前、月15万円も余分にもろとるがか」と目に見えて分かったから、職員同士でも何のために超過勤務が要るのかということをお願いしたのですよね。た

だし教育現場は定額の超過勤務だから、本当に先生が100時間やっても200時間やっても全然表へ出てこないのですね。そういったことを考えると、逆に超過勤務手当をそれぞれの時間で支払いしていたほうが、本当はお金の流れが分かって、こんなところに無駄な金があるから、これは人を1人雇えばいいのではないのかというように、方向を変えられるのです。そこのところにも1つの問題があるのです。

だから、定額支給ということに甘んじて、超過勤務をどうやって束縛するかということも言っているけど、先生自身がその辺りをどう解釈しているかによって全然違うと思うのです。私たちは外目から見て、本当に多く残業している人がたくさん給料をもらっているのなら、ちょっと待てと、もうちょっと考えろと言いたいのだけれども、定額の中で一生懸命働いているので、「お前一生懸命頑張っているな」と言って褒めてあげればいいのか、その辺りが私たちではやっぱり分からないのですよね。

そういった面はやっぱり教育現場でしっかりと押さえていただいて、先生方の指導はしっかりとしてもらいたいと。

要するに、超過勤務した分だけ余分に給料が

もらえるわけでは全然ないということ先生方がどの程度理解されているかということです。教育の熱心さと自分の労働対価との比較を先生方にしっかりしてもらわないと、周りに対する影響はものすごく大きいということを理解していただきたいと思うのです。ただ、そのことを先生方がどの程度把握しているかによって違うのかなと。

その辺りに解決しなければならない問題はいろいろありますけれども、私たちは経済的な問題で、学校教育はお金がかかり過ぎているじゃないか、何やらはかかり過ぎているじゃないかというのはトータルの予算の中では言っていて、でも実際は先生方個人の給料からしたらどうなのかというのは私たちの目では分からないのですよね。

だから、超過勤務の多い少ないについてどう考えるかは、先生方の考え方をもっとしっかりとやってほしいと。すみません、そういうことです。

赤星委員

先ほど陳情された松永さんからお話があった中で、今日、追加資料が出されました。これはちょっと聞き捨てならないなと思ったので最後に触れたいのですけれども、松永さんが今回の調査をされる中で超過勤務の多い学校

へ訪問されたと。そこで校長先生に面談をお願いしたところ、ある学校では会えないと言われて、何でだと聞いたら教育委員会からの指導があったと。どういう指導ですかと聞いたら、今日出された資料で「外来者及び不審者の学校への訪問時の対応について」というものが出てきたのですけれども、私は不審者かと、打ちのめされましたと松永さんはおっしゃったのです。

これがもし事実だったら大変失礼なことなので、教育委員会としてはそういうやり取りがあったのかどうか確認していただいて、その上で適切な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長 その点については、どのような対応があったのか確認して、もしもそういう失礼な対応があったのであれば改善させるようにしていきたいと思います。

大島委員 調査のために個別に訪問されるというのは学校側の現場にとっては非常に迷惑な話なので、この調査のためということでお断りされたのなら学校として当然の対応だったと思います。もし調査するのだったら、教育委員会を通すなどというふうにやってもらわないと個別



のメールをしたり、そういうことは行き過ぎた調査だというふうに私は非常に憤慨しています。

村石委員 私も大島委員の意見に賛成です。  
私たちが用事で行くときも、必ず身分とか用件とか誰にお会いしたいとか、全て了解した上でロックを外してもらうので、今の場合は学校としてはこれを守ったということで、適切な判断だと私は思います。

（「いいか悪いかは別にして、いい判断だと思う」と発言する者あり）

教育委員会事務局長 私どもも学校は正しい対応をしたと思っておりますけれども、今そういうふうにおっしゃられたということなものですから、一度確認はしたいと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度でとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ありませんね。それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和2年分陳情第20号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

赤星委員           私は今回の松永さんの陳情で、これまで実態が見えていなかった教諭の超過勤務の過酷な実態について大変大きな問題提起を頂いたと思います。  
それで、この陳情の趣旨は、1つは超過勤務の原因や内容について調査を行うことと、2つ目はその改善策について一県教育委員会で、県立高校で取り入れられている方法なども含め、それにこだわらないと本人がおっしゃいましたので一それを含めて広く市民から方法を募ってはどうかという内容です。  
せっかくこうした貴重な陳情をいただいたので、議会としてはこれを採択して、引き続き教育委員会と共に改善策を探っていくべきではないかと思いますので、採択を主張します。

久保委員           先ほど松永さんとお話をさせていただいた中で、私のほうから松永さんのほうに、陳情の願意の根幹は共有をしていると、その上で、教育委員会に一方法論までこの陳情には書か

れているものですから、方法論については解決の方法は多様にあるということで、陳情の手法にこだわらないということを確認しました。

もう一つは、総務文教委員会にも信頼をしていただいて、今後私たちが注意深くこの問題に取り組んでいくことから、願意としては分かった上で、この陳情の採択については思ったような結果が出なくてもよろしいですかと伺ったところ、陳述の機会も与えていただいて御本人は大変満足したというようなお話をされてきました。その時点で松永さんの願意の多くは達成をされたと。

加えて、この陳情を採択するに当たって文書が残りますから、この手法で改善を求めるという限定的な陳情になってしまうと、逆に松永さんの思われていることとは異なってきますので、この件に関しては松永さんも御理解の上で総務文教委員会としては不採択とするべきだというふうに思います。

私からは以上です。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

これより、令和2年分陳情第20号を挙手により採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

~~~~~

午後 2時59分 再開

委員長

それでは、総務文教委員会教育委員会所管分を再開いたします。

これより、議案の審査を行います。

議案第138号 委託契約締結の件（校内通信ネットワーク等整備業務委託（第1ブロック））、

議案第139号 委託契約締結の件（校内通信ネットワーク等整備業務委託（第2ブロック））、

議案第140号 委託契約締結の件（校内通信ネットワーク等整備業務委託（第3ブロッ

ク))、

議案第141号 工事請負契約締結の件（堀川小学校校舎改築（その1・A工区）主体工事）、

議案第142号 工事請負契約締結の件（堀川小学校校舎改築（その1・B工区）主体工事）、

議案第143号 工事請負契約締結の件（堀川小学校校舎改築（その1）機械設備工事）、

議案第144号 工事請負契約締結の件（速星小学校校舎解体（その2）工事）、

議案第145号 工事請負契約締結の件（西部中学校校舎改築（その1）主体工事）、

議案第146号 工事請負契約締結の件（民俗民芸村周辺法面保護（その2）工事）、

議案第147号 工事請負契約締結の件（長岡公民館改築主体工事）、

以上10件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

教育総務課長 〔議案第138号について、
議案第139号について、
議案第140号について、
議案説明資料により説明〕

学校施設課長 〔議案第141号について、

議案第142号について、
議案第143号について、
議案第144号について、
議案第145号について、
議案説明資料により説明]

生涯学習課長 [議案第146号について、
議案第147号について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料7ページからですね。校内通信
ネットワーク等整備業務委託についてですが、
質疑はありませんか。

[発言する者なし]

委員長 なければ、次へ行きます。
議案説明資料8ページの堀川小学校校舎改築
(その1・A工区)主体工事について質疑は
ありませんか。

[発言する者なし]

委員長 議案説明資料9ページについて質疑はありま
せんか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案説明資料 10 ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案説明資料 11 ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案説明資料 12 ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 議案説明資料 13 ページ、生涯学習課、民俗民芸村周辺法面保護（その2）工事についてです。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 では次、議案説明資料 14 ページ、長岡公民館改築主体工事についてです。

質疑はありませんか。

赤星委員 長岡公民館の改築主体工事ということですが、延べ床面積が448.1平米とあります。長岡校区の人口はどれだけでしょうか。

生涯学習課長 それぞれの人口に応じて面積の基準を決めておりますが、長岡公民館については5,000人未満ということで450平米の枠に入る公民館となっております。
細かい人口については現時点では分かりません。申し訳ありません。4,000人余りというふうになっております。

赤星委員 耐震基準を満たしていない公民館の改築は、この長岡公民館が終わるとあと1か所になり、船峯公民館で終わりということではよろしかったでしょうか。

生涯学習課長 市内の82公民館のうち耐震基準を満たしていないものが、もうすぐ完成します奥田北公民館—これが完成しますと、今議案に上がっております長岡公民館、それと今おっしゃられた船峯公民館で全ての公民館の工事が終わり、耐震化率が100%となる予定になっております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

 これより、議案第138号から議案第147号まで、以上10件を一括して討論に入ります。

 討論はありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

 これより、議案第138号から議案第147号まで、以上10件を一括して採決いたします。

 各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

 よって、各案件は原案可決されました。

 以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

 次に、報告案件として提出されている報告第39号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第28号を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

教育総務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、
市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について
当局の報告を求めます。

教育総務課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

大島委員 小・中学校の生徒が減っているということで、県からは小・中学校の生徒が前年比2.5%も減ったという報告がありましたが、富山市

ではどういう減り方をしているのか、直近四、五年前からの数字がもし分かれば教えていただけますでしょうか。

学校教育課長 まず直近の本年度から御説明いたします。本年度5月1日現在で昨年度より491人減で、減少率は1.6%となっております。過去に遡って御説明します。まず平成29年度の減少率は1.9%減、平成30年度は1.3%減、令和元年度は2.0%減で、先ほど言った1.6%が令和2年度です。

大島委員 491名減で何人となったか教えていただけますか。

学校教育課長 令和2年度は2万9,887名です。

村石委員 今ほど報告がありましたように、富山市通学区域審議会のほうで審議がされるということなのですが、こういう項目についても審議されるのですかということでお尋ねしたいのです。何を言いたいかといいますと、都市マスタープランでは14の地域に分けて一都市計画というのは都市マスタープランを持っています。それから、昨年、説明会等で意見を聞くときにも13地域でいろいろな説明

をして、そして意見を聞いたということなのです。

小学校をどこでくくったり、中学校をどこでくくったりといろいろな組合せが今から求められてくるのですけれども、そのときに地域の枠についても基本的には重きを置くというか原則にするとか、そういうようなことも協議されるのでしょうか。

教育総務課長 通学区域審議会での審議になると思うのですが、基本は現在の7地域内一旧市町村の単位、7地域内を想定しておりますが、審議会での諮問の中で再編を議論していく上で、地区、ブロックなどのまとまり、単位についても御審議いただくことになると考えております。その中で今言いました旧市町村の7地域や、今委員がおっしゃられた現在の富山地域内の生活圏域をまたいでの再編も必要だと、そういうふうな委員の御意見があれば当然それも検討していく必要があると、現時点ではそう考えております。

村石委員 いろいろな意見があっているのですが、ただ、それが地域の住民や保護者に本当にマッチしたものになるのかということも含めて検討していただきたいのです。

あと1つだけ聞きたいのは、この通学区域審議会のスケジュールは書いてあるのですけれども、傍聴は可能なのでしょうか。

教育総務課長 審議会は原則公開になっております。また、ホームページ上でもその結果につきまして随時公開していきたいと考えております。

教育委員会事務局長 補足ですが、今、ホームページ上でも情報公開していきたいと言っておりましたけれども、総務文教委員の皆様方にはまたその都度御報告したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、教育委員会所管分で議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

大島委員 八尾地域の統合中学校があと1年半ほどで開校予定なのですが、水橋地区でも統合するという動きがあったり、細入地域でも義務教育学校の要望が出たりしました。この八尾中学校というのは地元から要望したリーディングケースになると思います。
開校に向けてのいろいろな準備を今進めてい

ただいておりますが、まず通学路の安全確保のために道路整備等の予算がつけられるのか、それからスクールバスを配置してほしいとかという要望がこれから地域のほうから出されると思いますが、その辺の予算の確保について、また御配慮をいただきたいという地域の願いがあります。

取りあえずは、統合したときに2年生、3年生のそれぞれの一八尾・杉原中学校の生徒が3年生で初めて一緒になる場合に、それまでも交流をして統合するべきだという地元からの願いがあります。学校間の交流事業の予算もつけてそれぞれの交流を深めてほしいという願いがありまして、その辺についてお聞かせいただけませんか。

統合校整備等推進室長

現在、八尾中学校と杉原中学校の両校で統合準備委員会というものを設置しておられまして、それこそ生徒の持ち物のかばんや靴から教育目標に至るまで、そういった検討を幅広くされているところでございます。

その中で開校前に両校の生徒が交流する機会をつくりたい、より一体感が醸成されるような行事を計画したい、そういった話を先生方からも伺っているところでございます。

そういった学校の御意見などもまた伺いなが

ら、必要な支援について検討していきたいと考えているところでございます。

大島委員

スクールバスの確保や通学路の交通安全の対策についても地元のほうから要望が出てくると思うのですが、来年度の予算がつかないと開校まで間に合わないという御心配があるものですから、その辺について何かお話しただけませんかでしょうか。

統合校整備等推進室長

通学路につきましては、7月中旬に学校サイドで通学路についての概ねのものを決められて、それを地元の八尾地域統合中学校建設推進協議会に情報提供いたしまして、またもんでいただいて、今現在、地元からその通学路はここを通ったほうがいいのか、いや、ここは危ないから駄目なのではないか、というような意見を頂きながら、学校でも調整を図っているところでございます。

通学路の安全対策については、通学路が概ね固まった時点で、こちらのほうでも地元の協議会からの要望を拝見させていただいた上で、また検討させていただきたいというふうに考えております。

確かに、例えば道路の路側帯の拡幅だとか、そういったことにつきまして当然予算が必要

で、令和3年度予算の獲得に向けて、またこちらのほうでも財政当局と調整を図っていきたいと考えております。

スクールバスにつきましても、御承知のとおり、現在、八尾地域につきましてもコミュニティバスが運行されているところでございまして、第一義的にはコミュニティバスを活用するという事を考えているところでございます。

現在コミュニティバスというのは中核企業団地の通勤にも使われていますし、また八尾小学校のスクールバスとしても活用されています。もちろん地域の皆さんの足にもなっていると。そういった状況の中で、中学校の登下校時刻に合わせてダイヤを変えていくということはなかなか難しい。また、地元としても望んでいないことであるということでございまして、なるべくダイヤを変えないような形でのやり方について、今コミュニティバスの担当であります活力都市創造部等々と協議をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

村石委員

それでは、臨時的任用講師の未配置の状況についてお尋ねします。

8月の下旬に学校の先生と話をする機会があ

りまして、県全体で臨時的任用講師が15人未配置になっていると聞きました。

富山市教育委員会では臨時的任用講師の未配置についてはどのような状況になっているでしょうか。

学校教育課長 富山市内の小・中学校における9月1日時点での臨時的任用講師の未配置の状況につきましては、小学校で1名、中学校で2名となっております。小・中学校全体で3名の未配置という状況であります。

いずれも、直前で発生しました病気休暇並びに教員の自己都合退職に伴う未配置でございます。

全体的に現在までの配置状況は、昨年度と比較してかなり良好であると言えます。

村石委員 今ほど小学校で1名、中学校で2名ということですがけれども、その未配置校ではどのような対応をしているのでしょうか。

学校教育課長 この3校—3名で3校なのですけれども—3校に対しては緊急の課題対応としまして、速やかに県教育委員会よりいずれも非常勤の会計年度任用職員が配置され、授業や校内の業務を担当しているという状況です。

村石委員 すみません、よく聞いていなかったのですが、結局この3名については臨時的任用講師未配置とはなっているけれども、会計年度任用職員で対応して3名とも代替職員は確保していると理解していいのでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

村石委員 昨年度から見て講師未配置は少ないと学校教育課長は言われていますけれども、基本的にはやはり4月1日からであろうと途中からであろうと、必要な臨時的任用講師については配置をしておくことが、子どもたちのためにも、また先生たちのためにもなると思うのですね。

そういったことから、富山県教育委員会へどのような要望を、今も要望しているのか、今後要望していくのか教えてください。

学校教育課長 今後の見通しとしましては、12月末までに産前休暇取得とか教員の内地留学に伴いさらに10名余りの代理が必要となります。例年、年度の後半は臨時的任用講師が不足することも多いという現状であります。県教育委員会には、これまで同様に計画的な講師の配置に努め、昨年度のような未配置に

陥ることがないように引き続き要請しているところでもあります。

村石委員

本当に、保育所も学校もそうなのですからけれども、人なのですよね。保育所なら保育士、学校なら教員が一番必要なので、不足しないようにしっかりと要望していったほしいということと、次の項目であと1点あるのですけれども、今年、夏休みが非常に短かったです。そのことに対して子どもたちへの宿題も減ったということを通して知っています。

そこで、自由研究については宿題としないということは読んだのですけれども、自由研究以外に作品募集とかいろいろあるのですね。学校にいろいろ要請があるということなのですけれども、教育委員会として自由研究以外の宿題ということについてどのようにしたらいいのかという、そういう統一的な対応はされたのでしょうか。

学校教育課長

作品応募も自由研究と同様に一5月27日付で通知文「夏季休業期間変更のお知らせ」を保護者に発行いたしました。その中で、作品応募も自由研究も両方課題としないというふうに明記して教育委員会から保護者に伝えま

した。

村石委員

私はたまたま交通安全協会の世話もしているのですけれども、今、学校教育課長が言われたような文書の内容を交通安全協会の人からなかったのです。

交通安全のスローガン、交通事故を防ぎましょうとか安全運転をしましょうというスローガンの募集をしましょうということについて、各支部長に、小学校の夏休みが短縮されたので、作品応募をしてくださいということは強く言わないでください、要するに、あまり無理にそういう作品募集がありますというようなことを強く言わないでくださいということを言われたのですけれども一私が担当のところは校長に言いませんと伝えたのですけれども一5月に決められたことが関係団体のところにもっと伝わってればよかったのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

学校教育課長

実は6月9日付で、市役所内の関係各所に「小・中学校の夏季休業中における作品応募について」ということで周知をさせていただきました。

ただ、それ以外のところは、教育委員会に問合せのあったところに関しては、10日間し

かないので宿題というふうな課題にはならないと。ただ、やる気のあるお子さんがいらっしゃって、ぜひ作品応募したいとか自由研究を応募したいというお子さんもいらっしゃるので、全くやりませんということではなくて、その御家庭に依じて応募は可能というような感じになっていきますとお伝えしました。

赤星委員 先ほど議案でありました市立公民館の改築についてなのですけれども、長岡公民館が来年7月30日までの工期と。その後には船嶼公民館が残っていると。船嶼公民館のほうはもう基本設計など具体的に着手はされているのでしょうか。

生涯学習課長 船嶼公民館の設計については既に終わっております。

赤星委員 工事着手と完成はいつ頃の予定でしょうか。

生涯学習課長 長岡公民館が終わりましたら、船嶼公民館のほうを予算要求する予定にしております。

赤星委員 そうしますと、耐震化の工事がこれで終わりますと、今度は人口比で公民館の面積が著しく足りない校区が幾つかあるのですけれども、

そちらの公民館の改築についても着手されているのか、また予定があるのかお聞かせください。

生涯学習課長 今この耐震化の工事が一旦終わりましたら、富山市内には昭和50年代に建設された公民館が20から25か所ございます。その古いものから順番というわけではなくて、今おっしゃられたように人口比に対して公民館の施設の面積が足りないですとか、あと児童館とかそういったものの複合化に取り組むところですか、建てる場合にはどうしても敷地が必要になりますので、敷地が近くにあるかとか、そういったものを総合的に勘案して順番等を決めていきたいと思っている次第です。今の時点ではまだ順番等は決まっておりません。

赤星委員 何かしら調査には入っているということでしょうか。

生涯学習課長 今言いましたように、人口比がどうだとか敷地が用意されているかというのは当然分かっていますので、それぞれの公民館がどういう状態であるかということは調べております。

赤星委員 住民の皆さんのいろいろな活動がそこを拠点に行われていますが、面積が人口基準の半分以下のところがたしか3か所ほどあったと思います。いろいろな校区の活動にも支障が出ているということで、例えば料理教室、男性料理教室は人気があるのだけれども、狭いものだから一定の人数で断らなければいけないですとか一今コロナ禍で全部中止されたりしておりますけれども一住民の皆さんが大変待ち望んでおられますので、ぜひそうした事業を推進されるようお願いしたいと思います。

村石委員 1点だけ、先ほどの臨時的任用講師の配置のことで、学校教育課長は今後の見通しとしては10名必要になってくる見通しだとおっしゃられたのですけれども、小学校何名、中学校何名かはおっしゃられましたか。

学校教育課長 それについてちょっと詳しい資料が手元にないので、また個別に出します。

有澤委員 先日、地元の学校からいろいろな学校行事が中止というような案内が来ました。1つは学習発表会あるいは運動会を中止、それから宿泊学習も日帰り学習になるという案内が来たのですが、これは教育委員会から各現場の学

校に何か指導をなさっているのですか。

学校教育課長 宿泊学習に関しまして、新型コロナウイルス感染症の第2波が来ましたので、宿泊を伴う宿泊学習は控えるようにということで学校に通知をいたしました。

有澤委員 学習発表会とか運動会等も含めてですか。

学校教育課長 それについては、教育委員会からこうしましょうというような通知文は全く出しておりません。

有澤委員 ということは、その判断については各学校で判断なさっているということですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。

有澤委員 そうしましたら、小学校等々で運動会をやった学校などはあるのですか。

学校教育課長 それぞれ時間を短縮したり競技の内容を工夫したりして、多くの学校ではやっています。

有澤委員 6年生の子を持つ父兄の方の独り言ですけども、先日の北日本新聞にも載っておりますし

たが、卒業アルバムのことを非常に心配なさ
っておいでになりました。学校の行事が全て
中止になっていく。学習発表会、運動会も含
めてですね。そうすると、一番活躍できる6
年生のお子さんを持っている御父兄にしてみ
たら心配なのですよ。卒業アルバムがどう
いう形でできるのだろうか。アルバムを開
いたらみんなマスクをしていて、どの子がど
うなのか分からない、こういったものがひょ
っとしたらできるのではないかというような
心配をなさっている御父兄がおいでになりま
した。全く同感なのですよ。

さりとて教育委員会にどうしろということは、
これは答えが返ってこないと思うのですが、
独り言でちょっと心配しております。アルバ
ムができないのではないかなというふうに心
配をしておりますけれども、そちらで答えら
れることは何かありませんか。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

私も一中学校ですが、体育大会を見に行っ
てまいりました。卒業アルバムの業者も来てお
りました。それで、応援合戦とかもやってい
ない学校もありますし、入場行進でもマスク
をしている学校もあるということで、体育大
会とかイベントではなかなかできませんが、
通常の授業の風景を撮影するときだけマスク

を外すであるとか、今後落ち着いたところまで、延ばして延ばして—今までだと12月いっぱいぐらいでアルバムの大枠を作るのですが、この新型コロナウイルス感染症の第2波が本当に収まるようであれば3学期の行事で枠を増やして、例えば卒業後に配布というような形も取れるのではないかという業者の話でした。

有澤委員

今いいことを言われましたね。そういうことは、逆に言ったら教育委員会のほうから各学校のほうに情報を流すとか指導していただくとか—よりよいアルバムができるように教育委員会のほうでも現場に配慮していただければというふうに思っておりますので、要望だけしておきます。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 3時39分 休憩

~~~~~

午後 4時07分 再開

委員長                   引き続き、総務文教委員会財務部所管分の議案の審査をいたします。  
議案第131号 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

納税課長               〔議案説明資料により説明〕

委員長                   これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                   ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、議案第131号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長                   討論なしと認めます。  
これより、議案第131号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、財務部所管分の議案の審査をいたします。

次に、財務部所管分で議案以外に、何か質問はありませんか。

赤星委員

市庁舎内のトイレに便座クリーナーよくいろいろなところのトイレにあります、トイレットペーパーを取ってシュッシュッと消毒液をかけて拭ける—そういうものを設置しているところがありますか。

管財課長

庁舎内のトイレにつきましてはないと思っております。

赤星委員

ありませんよね。ぜひそれを設置していただきたいと思うのですが、いろいろな公共的なトイレとかショッピングセンターのトイレとかには、大概ついています。やっぱり直接肌に触れる可能性の高いところですので、そこから新型コロナウイルスに感染するという科学的根拠はないかもしれませんが、特に女性の皆さんはやっぱり不安を感じる部

分があります。ぜひ市庁舎内のトイレに設置していただきたいと思っていたのですが、検討してくださらないでしょうか。

管財課長 効果のほどはまたあれですけれども、少し検討してみたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会財務部所管分を終了いたします。

これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和2年9月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和2年9月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 村石篤

署名委員 赤星ゆかり